

## 静岡県監査委員告示第22号

平成29年9月15日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成29年11月21日

静岡県監査委員 青木 清高

静岡県監査委員 城塚 浩

静岡県監査委員 吉川 雄二

静岡県監査委員 佐野 愛子

### 第1 請求人

浜松市中区佐藤 1-43-1-608 寺澤 暢紘

### 第2 監査の請求

#### 1 措置請求書の受付

平成29年9月15日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

#### 2 請求の内容

##### 静岡県職員措置請求書(原文による)

静岡県知事に関する措置要求の要旨

##### 1 請求の要旨

静岡県の民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業費補助金の交付を受けている、公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会（以後もくせい会と称す）は、障害者福祉事業の不適切な会計処理を長年行っている実態がある。

すなわち、もくせい会運営の静岡市駿河区長田に設置されている「おさだ事業所」において、静岡市の委託事業として、精神障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業を行なっている。ところが、おさだ事業所が静岡市へ提出した収支決算書と、もくせい会本部におけるおさだ事業所に係る決算報告書が25年度以降全く一致していない。

なお、おさだ事業所から静岡市への収支決算報告書は千円単位の数値での報告となっており、決算科目の9科目で2年連続して同一額が計上される等、会計処理に信用性がない。

また、委託金を本来業務ではない本部運営費に毎年度流用し、26年度には委託金の一部を用途不明の定期預金化している。さらに、委託契約書に規定されている会計処理を行わず、本来別会計処理をすべき委託業務と計画相談業務を同一会計で処理を行なう等、契約書を履行せず、定期預金化

するなど安易な処理が行われている。

以上のような不適切な実態に対し理事会での指摘もなく、法人監査機能も発揮されず、理事会議事録の作成も行われず、法人全体がガバナンスに欠ける状況にある。

然るに、27年度における県精神保健福祉室及び法務文書課によるもくせい会への立ち入り検査では、前述のとおりのもくせい会の不適切な会計処理及び杜撰な法人運営の実態について把握されていない。

また、もくせい会における民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業費補助金の使途の内容は、大半が補助金の趣旨及び事業に合致しないものが多数である。

県によるもくせい会への立ち入り検査は十分でなく、不適切な会計処理を行っている等コンプライアンスに反している運営を容認し、もくせい会に対して漫然と県費補助金の支出を行っていることは不当であり、県財政への損害を与えているものである。

よって、地方自治法第2条16項に該当することから、住民監査請求を申し立てるものである。

## 2 請求者

住所 浜松市中区佐藤1-43-1-608

職業 無職

氏名 寺澤 暢紘

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成29年9月15日

静岡県監査委員 様

### 事実証明書

#### (1) 監査対象の内容

もくせい会に対して、障害福祉課精神保健福祉班が平成28年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金として1,441,000円、保健衛生活動事業等補助金として550,000円の交付を行ったこと。

#### (2) 監査対象の理由

- ① 県はもくせい会が受託している障害者福祉事業費を本来業務以外に流用するなど、不適切な会計処理を行っている事実を把握することなく、法人事業運営を認めているため。
- ② 県費補助金については、補助金交付要綱の趣旨を踏まえ、補助対象事業についても、適切な運用がされていないにもかかわらず、厳正な点検、確認をすることなく、漫然と補助金を交付しているため。

(3) 以上のとおり、県財政に損害を与えたもくせい会に対して、交付された補助金の返還を求めるものである。

なお、措置請求書には、事実を証する書面として次の書面が添付されている（内容は省略）。

- ・ 事実証明書 1 平成28年度静岡市委託契約書（静岡市作成 写）
- ・ 事実証明書 2 平成28年度おさだ事業所収支報告書（おさだ事業所作成 写）
- ・ 事実証明書 3 平成28年度もくせい会おさだ正味財産増減計算書（もくせい会作成 写）
- ・ 事実証明書 4 平成28年度もくせい会おさだ事業所財産目録（もくせい会作成 写）
- ・ 事実証明書 5 平成28年度 もくせい会財産目録総括表（もくせい会作成 写）
- ・ 事実証明書 6 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱抜粋（静岡県作成 写）
- ・ 事実証明書 7 平成28年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金実績報告書  
(もくせい会作成 写)
- ・ 事実証明書 8 実績報告書（ブロック大会関係）（もくせい会作成 写）
- ・ 事実証明書 9 保健衛生活動費補助金交付要綱抜粋（静岡県作成 写）
- ・ 事実証明書10 平成28年度保健衛生活動費補助金実績報告書（もくせい会作成 写）
- ・ 事実証明書11 もくせい会に交付された県費補助金の返還について（請求人作成）

### 3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の要件に適合しているか否かについて審査を行った。

請求人は措置請求書に記載された場所に住所を有しており、また、本件措置請求は財務会計行為に係るものであり、その他の同条所定の要件も具備しているものと認められるので、平成29年9月25日に受理することを決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成28年度の民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業等補助金の交付が、違法若しくは不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

### 2 監査対象機関

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

### 3 請求人の追加意見書等の提出及び陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成29年10月18日に陳述を行った。陳述には同条第8項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

なお、請求人から10月14日付で次の「静岡県職員措置請求書追加意見書」（以下「追加意見書」という。）が提出された。

**静岡県職員措置請求書追加意見書(原文による)**

静岡県知事に関する措置請求追加意見書の要旨

- 1 もくせい会提出の交付申請書の事業計画は補助金要綱に合致せず、県による補助金の交付決定は不当である。
  - (1) 補助金交付要綱別表の補助の対象の事業区分にない事業名による補助金申請が行われている。
  - (2) 目的及び効果記載の内容は具体性に乏しく、事業実施計画記載の事業内容は補助対象に合致せず、また、法人運営の事業を対象事業としている。
- 2 補助金要綱に合致しない申請を承認し、申請書とは異なる事業の目的及び効果を掲げた実績報告書に基づく補助金交付確定は不当である。
  - (1) 申請書では、社会的入院者の退院促進事業を取り上げ、地域移行、社会参加の必要性が述べられている。
  - (2) 実績報告書では、偏見除去の必要性から地域との交流による、地域社会の学びや支えあいの企画や参加の奨めが述べられている。

2 請求者

住所 浜松中区佐藤1-43-1-608

職業 無職

氏名 寺澤 暢紘

平成29年10月14日

静岡県監査委員 殿

なお、追加意見書には、事実を証する書面として次の書面が添付されている（内容は省略）。

- ・ 事実証明書 1 補助金申請書及び実施報告書における疑義について（請求人作成）
- ・ 事実証明書 2 平成28年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付確定通知  
(静岡県作成 写)
- ・ 事実証明書 3 平成28年度保健衛生活動費補助金交付確定通知（静岡県作成 写）

陳述に先立ち、請求人から次の「陳述書」の提出があった。

2017/10/18

## 陳 述 書(原文による)

請求人 寺澤 暢紘

### 1 はじめに

私は障害当事者一人ひとりに丁寧な生活支援が行われることを願っています。

今回の監査請求は、県の補助金制度要綱の趣旨を踏まえ、適正な運営が行われ、県民福祉の向上につながることを願って監査請求を行いました。

今回の監査請求に至りましたのは、もくせい会の法人本部の運営に疑問を生じたことが発端です。

静岡市の委託事業を実施する「おさだ事業所」が、本来業務でない本部運営費に委託金を流用していることを知りました。そこで、障害当事者の福祉サービスのための委託金が本部運営費に流用されている状況について、もくせい会担当窓口である県障害福祉課精神保健福祉室に問い合わせをしました。

精神保健福祉室から「公益社団法人としての運営の適正の可否について判断する立場で、法人運営の現場の状況は静岡市、浜松市が見ているでしょう」という事で、納得のいく説明は聞けませんでした。そこで、静岡市に公文書開示請求を行ない、おさだ事業所の収支決算書を入手しました。その決算書が千円単位で作成されていることに驚きました。さらに静岡市に報告されている収支決算と、法人本部の決算書の額が異なっている事実も判明しました。

### 2 静岡市議会での指摘について

この事実について、7月の静岡市議会厚生委員会で指摘がされ、静岡市は5年間に遡りおさだ事業の会計の調査を行うこととしました。そして、9月議会では、おさだ事業所作成の千円単位の収支決算書が5年前まで遡って修正の上再提出されました。これについて、静岡市精神保健福祉課は、「千円単位の決算書は暫定値、概算であり再提出され問題はない」との説明を行ないました。

こうした経過について、静岡市議会厚生員会では、決算前の暫定値、概算で委託金が支払われていることは、決算が行なわれていないものであり、委託契約書に反しているとの指摘が行なわれました。

さらに、法人決算書は委託事業と他の事業の会計区分行っていないという、委託契約書違反が指摘されました。

### 3 県補助金の交付について

もくせい会ではこのような会計処理が、少なくとも5年間続けられていたことが判明しました。指摘されたような不適切な会計処理を行っていた法人に県の補助金が交付されていることを知り、念のためと、公文書の開示請求を行なったところ、もくせい会に交付されていた補助金

が、補助金交付要綱の趣旨及び補助の対象事業に合致していないものと判断し、監査請求を行なったものです。

以下、証 11 により説明。

#### 4 追加意見書 補助金申請書及び実施報告書における疑義について

民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金に関わる、補助金交付申請書に伴う事業計画書と実績報告書に伴う事業実績書の目的及び効果の記述が異なり、補助金要綱の趣旨を踏まえたものか疑義があり、追加意見書として作成したものである。

追加意見書 証 1 により説明

#### 5 総括

もくせい会が交付を受けている補助金は、県として地域福祉及び地域保健の活動を担う団体に対し支援を行なうものであると理解し、さらなる補助金の効果的で適切な運用を期待したいと考えます。

今回、もくせい会の事業運営の実情を通して、以下の点について今後の県の施策遂行の改善が行なわれることを切望します。

- (1) 効果的かつ適正な補助金運用のため、県として法人及び事業所の事業展開を的確に把握し、必要に応じた指導、助言が行なわれるべきである。

もくせい会の団体特性である、本来はサービスを受ける立場の精神障害当事者家族が、法人役員を交代で運営をしている点を考慮し、法人格を認定した県として、補助金運用を効果的に行なうためにも、団体への助言、指導は重要な責務であると考えます。

また、補助金申請及び実績報告それぞれの時点で、補助金の趣旨或いは対象事業の適否について、漫然と対応してきたと思われ、そのことで不適切な補助金運用となったものと考えます。

- (2) 法人の適正な運営のための、法人検査体制或いは実地指導体制が県と政令市の双方に関わる場合の、統一的或いは連携した業務のあり方が検討される必要があると考えます。

陳述では、措置請求書等に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- ・ 県が認定をしている公益社団法人に対する適切な指導や助言、あるいは検査が的確に行われることをお願いしたい。
- ・ 法人本部の窓口は県であるが、静岡と浜松で行なわれている事業については静岡市と浜松市が監査の対象となっている。県が静岡と浜松の事業所は関知しないということが疑問である。法人の運営に対する指導監督についての行政の窓口の一本化、調整が必要かと思う。
- ・ 必要なところに県が補助金として応援するのは全く問題ないと思う。それには、的確な指導や助

言をする必要がある。

- 公平な、あるいは公正な補助金の運営のあり方をお願いしたい。
- 平成27年度ブロック大会等助成事業については、請求対象としていない。
- 「理事会での指摘もなく、法人監査機能も発揮されず、理事会議事録の作成も行なわれず、法人全体がガバナンスに欠ける状況にある」と主張する根拠は、法人の理事会にオブザーバーとして参加していた際に理事会で一切議論にならず、法人の監査の方からも指摘がなかったためである。法人本部に議事録を見せてほしいとお願いしたが、返事がなかった。
- 「コンプライアンスに反している運営を容認している」と主張する根拠は、立入検査の内容を精神保健福祉室に尋ねたときに、「事業所の収支については静岡市と浜松市に任せているので」ということで関与しないということである。法人全体を管理監督するということであれば、本来的には把握してしかるべきである。
- 「事業区分になく補助対象外である」と主張する根拠は、事業名だけではなく事業の内容をみても別表に該当するものがないからである。
- 法人の運営に疑義を抱いたきっかけは、市からいただいている委託費の一部が毎年本部の運営費に回っているということを知ったところからである。

#### 4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述（要旨）

監査対象機関からは平成 29 年 9 月 29 日付けで次の意見書が提出された。

< 静岡県健康福祉部長名 >

##### 静岡県知事に対する措置請求に対する意見書(原文による)

#### 1 本件法人について

公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会（以下「本件法人」という。）は、県内及び全国の家族会と連携・協力して、精神保健福祉思想の普及啓発を行うとともに、精神障害者の社会復帰の促進を図り、もって、静岡県内の精神障害者の福祉の推進及び静岡県民の精神保健福祉の向上に寄与することを目的とした団体である。

#### 2 本件補助金について

##### (1) 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金

ア 根拠 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱

イ 趣旨 地域福祉の促進及び民間社会福祉活動の充実発展並びに県民の保健衛生の向上を図るため、民間社会福祉活動促進事業を実施し、及び当該事業を実施する民間社会福祉団体に補助する社会福祉法人静岡県社会福祉協議会及び保健衛生活動促進事業を行う保健衛生団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

ウ 補助の対象

(ア) 民間社会福祉活動促進事業

(イ) 保健衛生活動促進事業

(2) 保健衛生活動事業費補助金

ア 根拠 保健衛生活動事業費補助金交付要綱

イ 趣旨 県民の福祉の向上を図るため、保健衛生活動及び医療相談活動を行う団体に対し、  
予算の範囲内において、補助金を交付する。

ウ 補助の対象

(ア) 保健衛生活動事業に要する経費

(イ) 医療相談活動事業に要する経費

**3 本件法人への補助金交付の根拠**

(1) 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金

本補助金は、民間社会福祉活動促進事業及び保健衛生活動促進事業を対象としているが、本件法人は保健衛生団体に該当し、保健衛生活動促進事業を実施している。

保健衛生活動促進事業は、公的性格の強い事業で、保健衛生団体の特性を生かして実施する「委託の事業」、会員の自立を図るための訓練事業である「自立訓練事業」と、医療及び日常生活にかかわる相談事業である「相談事業」、保健の向上及び福祉の増進を目的とした「保健福祉事業」、会員の資質向上を目的とした研修等の事業である「資質向上事業」、保健衛生団体が行う調査、研究及び広報事業である「調査・研究・広報事業」、団体のブロック大会、記念事業等への助成事業である「ブロック大会等助成事業」を補助の対象としている。（「民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱別表」参照）

平成 28 年度は、本件法人の行った以下の各事業が、「保健福祉事業」（同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分 3 (1)）及び「資質向上事業」（同 3 (2)）に該当することから、各事業に要した経費の合計 2,448,626 円に対し、補助率 10 分の 6 以内の額 1,441,000 円を交付したものである。

ア 第 26 回静岡県精神保健福祉大会の開催（保健福祉事業に該当）

精神障害者とその家族及び行政等支援者が集まり、精神障害者の社会参加や社会復帰を支援するために開催した。（事業に要した経費 1,074,510 円）

イ 地域イベントの主催・共催・参加（保健福祉事業に該当）

障害者週間期間中に、啓発チラシや作業所の自主製品を配布し、精神障害の啓発や理解の促進を図った。（事業に要した経費 48,584 円）

ウ 家族学習会の開催（資質向上事業に該当）

家族や精神障害者が支援関係機関の知識を深めるため、家族学習会を開催した。

また、家族学習会を開催するための担当者研修会を実施した。（事業に要した経費 314,484 円）

エ 障害者間格差解消事業（保健福祉事業に該当）

身体障害者及び知的障害者と同様の各種割引制度が受けられるよう、県内市町議会及び国機関等に陳情を行った。（事業に要した経費 155,284 円）

オ 精神障害者スポーツの振興、推進(保健福祉事業に該当)

しずおか精神障害者スポーツ推進協議会に参画し、スポーツ大会の実施に協力した。  
（事業に要した経費 43,044 円）

カ 地域生活支援センターおさだ及びもくせい会浜松事業所の運営支援(保健福祉事業に該当)

本件法人の構成団体である障害者総合支援法に規定する相談支援事業及び地域活動センター事業を行う地域生活支援センターおさだ及び就労継続B型等を行うもくせい会浜松事業所の諸届及び人事採用等の運営支援を行った。（事業に要した経費 642,264 円）

キ 通所者の社会参加のための福利厚生事業支援(保健福祉事業に該当)

旅行、レクリエーション、他団体や地域住民との交流等を定期的に行い、精神障害者の社会参加のための福利厚生事業について支援した。（事業に要した経費なし）

ク 地区交流会、代表者会議等の開催(保健福祉事業、資質向上事業に該当)

お互いが支えあい学ぶ場である地区交流会を7月30日、8月28日、9月4日に、拡大相談員研修会を7月28日に開催した。（事業に要した経費 170,456 円）

(2) 保健衛生活動事業費補助金

平成28年度は、本件法人の行った以下の各事業が、保健衛生活動事業費補助金交付要綱第2(1)補助の対象のうち「ア 保健衛生活動事業」に該当することから、各事業に要した経費の合計1,494,423円に対し、補助額550,000円を交付したものである。

ア 精神保健に対する普及啓発

機関誌の発行及び全国組織である公益社団法人全国精神保健福祉会連合会による精神保健関連情報の提供を行った。（事業に要した経費 502,196 円）

イ 研修会への協力

「公益社団法人全国精神保健福祉会連合会家族大会（三重大会）」開催のため協力した。（事業に要した経費 80,000 円）

ウ 精神障害者の福祉推進団体等の育成

地域や病院家族会に県連3役及び理事が出向き、方針説明を行い、地域及び病院家族会の育成を図った。（事業に要した経費 181,759 円）

エ 精神保健の目的を達成するために必要な事業

県社会福祉協議会、県身体障害者福祉会、NPO法人作業所連合会・わ、静岡県精神保健福祉ボランティア協議会等の団体の行事や会議に出席し、連携を図った。

1月13日の拡大会長懇談会、2月20日の単位会代表者会議及び総会や理事会を開催し、情報交換、交流等により、精神保健福祉の向上に努めた。（事業に要した経費 730,468 円）

#### 4 請求人の主張に対する意見

請求人は、本件法人への民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業費補助金の使途の内容は、大半が補助金の趣旨及び事業に合致しないものであると主張するが、これに対する監査対象機関の意見は以下のとおりである。

##### (i) 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金

請求人は、事業報告書の社会参加援助事業及び社会復帰促進・自立援助事業の区分が補助金交付要綱の事業区分にはないため補助対象外であると主張するが、本件法人が「事業実績書」で記載する「社会参加援助事業」及び「社会復帰促進、自立援助事業」とは本件法人が各事業を実施する上での事業区分の名称である。したがって、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱別表で示す事業区分とは文言は異なるが、本件法人が行う事業の内容が補助金交付要綱で規定する補助金の趣旨や内容に合致するものであれば補助対象とすることが相当である。そして、平成28年度に本件法人が行った事業のうち上記3(i)アからクまでに述べたものは、同補助金の趣旨や内容から「保健福祉事業」及び「資質向上事業」に該当するものであり、以下で詳述するとおり、その判断に誤りはないから、同補助金の補助対象外であるとはいえず、請求人の主張は失当である。

##### ア 第26回静岡県精神保健福祉大会の開催について

請求人は、静岡県精神保健福祉大会は加盟団体に参加招集を行うにすぎず、県民に公開していないと主張するが、静岡県精神保健福祉大会は、精神障害者の地域生活支援に関する講演やグループワークにより、会員や支援団体の活動を促進するものであり、同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(i)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となる。

##### イ 地域イベントの主催・共催・参加について

請求人は、地域イベントの主催・共催・参加は地域家族会が実施したものであり事業対象外と主張するが、当該補助金は、本件法人本部が実施する事業のみを補助対象とするものではなく、本件法人を構成する地域家族会の活動も、補助目的に合致していれば補助対象とすることが適当である。地域家族会による障害者週間期間中の啓発チラシの配布は保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業であり、団体の会員として事業を実施しており、同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(i)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となる。

##### ウ 家族学習会の開催について

請求人は、家族による家族学習会は構成団体による事業であり事業対象外と主張するが、当該補助金は、本件法人本部が実施する事業のみを補助対象とするものではなく、本件法人を構成する地域家族会の活動も、補助目的に合致していれば補助対象とすることが

適当である。家族学習会は会員の資質向上を目的とした事業であり、団体の会員として事業を実施しており、同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(2)「資質向上事業」の事業内容として規定される「会員の資質向上を目的とした研修等の事業」に該当するから、補助対象となる。

エ 障害者間格差解消事業について

請求人は、障害者間格差解消事業は補助対象にないと主張するが、JR等交通運賃割引推進運動のための陳情対応は保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業であり、同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となる。

オ 精神障害者スポーツの振興、推進について

請求人は、しずおか精神障害者スポーツ推進協議会は参画しているのみで、相談事業ではないと主張するが、しずおか精神障害者スポーツ推進協議会への参画は、当該協議会と連携、協力してスポーツ大会を開催するものであり、保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業であり、同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となる。

カ 地域生活支援センターおさだ及びもくせい会浜松事業所の運営支援について

請求人は、本件法人の構成団体である地域生活支援センターおさだ及びもくせい会浜松事業所の運営支援は補助対象外ではないかと主張するが、本部の運営支援は、地域生活支援センターおさだともくせい会浜松事業所の各種届や報酬請求事務等に係る職員の人件費であり、構成団体の適切な運営は保健の向上と福祉の増進に寄与するもので、同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となる。

キ 通所者の社会参加のための福利厚生事業支援について

請求人は、通所者の社会参加のための福利厚生事業支援の記載は趣旨が不明で事業対象外であると主張している。しかしながら、当該事業は、事業実績書の事業実績として実績内容が記載されているが、収支決算書では対象事業として含まれていないため、補助金の対象とはしていない。

ク 地区交流会、代表者会議等の開催について

地区交流会、代表者会議等は、家族や精神障害者がお互いに支えあい学ぶ場であり、同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」及び3(2)「資質向上事業」の事業内容として規定される「会員の資質向上を目的とした研修等の事業」に該当するから、補助対象となる。

なお、請求人は、事業実績書の収支決算書の人件費は旅費交通費と判断され、本部決算書の旅費交通費を 1,625,210 円上回ると主張するが、事業実績書の収支決算書の人件費は旅費交通費ではない。請求人の主張が判然としないが、事業実績書の収支決算書の備考欄で「人件費」に計上されている金額の合計が、本件法人の各会計の「正味財産増減計算書」における旅費交通費の合計額を上回ることを問題にしているものと解される。しかしながら、①本件補助金の交付に係る手続において、本件法人から「正味財産増減計算書」等の決算書類を提出することは要求されていないことから、監査対象機関は請求人が問題にするような内容を審査することは想定されていない。②本件補助金の趣旨や内容に合致する事業の実施において、人件費（給料相当分）と旅費交通費の双方を補助対象とすることは禁止されていないので、仮に費目の計上誤りがあったとしても、補助金の事業対象金額は変わらない。③仮に、請求人は、費目の計上誤りにつき本件法人の会計処理のずさんさを問題にしたものだったとしても、その誤りが補助金の交付の目的の実現を妨げるような著しい違法であるものとはいえない。④そもそも、事業実績書の収支決算書では、備考欄で「人件費」と「交通費」が区別されて計上されているから、同書面に記載される「人件費」が請求人のいう「旅費交通費」と一致するものと判断することができない。

(2) 保健衛生活動費補助金について

ア 請求人は、保健衛生活動は医療相談と合わせて行われる事業であるが、実施している事業が当たらないと主張するが、医療相談事業と合わせて行う事業ではなくても、保健衛生活動事業に該当する団体の事業であれば、補助対象である。

イ 請求人は、全国組織への大会参加の目的が不明で事業対象外であると主張するが、当該経費は、大会への参加ではなく、家族や当事者、研究者、医療・福祉従事者等が様々な取組を発表する全国研修会を開催するために協力するものである。これは、保健衛生活動事業に該当する団体の事業であり補助対象である。

ウ 請求人は、地域、病院家族会の育成は、理事長等が出席し挨拶するのみであり、事業対象外であると主張するが、団体の活動への理解や県連の方針等の説明をしており、会員の精神保健の知識の向上に資するものであり、保健衛生活動事業に該当する団体の事業であるため、補助対象である。

エ 請求人は、精神保健の目的を達成するための必要な事業とされる社会福祉団体及び他障害団体並びに静岡県精神保健福祉ボランティア協議会との連携は、他団体主催行事の出席であり対象外であると主張するが、社会福祉団体及び他障害団体と連携を図り、精神保健への理解を促進するために会議に出席しているものであり、保健衛生活動事業に該当する団体の活動であるため、補助対象である。

オ 請求人は、1月13日拡大会長懇談会及び2月20日単位会代表者会議が民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金と重複していると主張するが、民間社会福祉・保健衛生活動

促進事業報告には一連の活動が記載されているものの、事業費計上はしていない。

## 5 本件措置請求について

以上のことから、県が本件法人に対する平成 28 年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業費補助金の交付には違法不当な点はなく、補助金を返還する理由はないものとする。

なお、平成 27 年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金（ブロック大会等助成事業）の支出にかかる請求人の請求は、地方自治法第 242 条第 2 項の規定により、不適法であり、却下されるべきものとする。

また、監査対象機関は、平成29年10月18日に自治法第242条第8項の規定に基づく陳述を行った。陳述には同項の規定による請求人の立会いを認め、請求人が立ち会った。

陳述では、上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

（意見等）

- ・ 公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会に対して、公益法人認定法に基づいて、指導、監査、運営等を確認する所管は障害福祉課となる。公益法人の目的とか、公益目的事業の実施とかについて立入検査の手引きと立入検査の手引きチェックリストに基づき、全体について検査を行なっている。
- ・ 公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会については、公益法人所管課である法務文書課の職員と一緒に、平成25年度に1回目の検査を実施し、平成27年度にもう一度立入検査を行なっている。
- ・ 27年度の検査の結果では、貸借対照表の公告をしていない、財産目録について定時社員総会の承認を受けていないという2つについて指摘をしているが28年6月27日に改善報告をいただいている。したがって、この法人については特に問題がある法人とは考えていない。
- ・ 事業区分によって補助率が異なるが、収支決算書では区分の名称が交付要綱別表の区分の記載と異なるためどの補助率が適用されるかわからない、また、補助金の額は全体の額しか記載されていないため事業区分ごとの補助率の範囲内におさまっているのかわかりにくいという点については、確かにそのとおりに思う。
- ・ 公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会は、名称のとおり地域の家族会が集まって、この一つの連合会を形成している。したがって、家族会は、その連合会そのものを構成する支部団体というふうに考えているので、その活動というのは、あくまでもこの連合会の活動した事業ということで、補助対象と考えた。
- ・ 理事会、総会の開催についても、この法人が適正に運営をされることによって、保健福祉の向上を図っていく補助金の目的が達成されると考えているので、補助の対象と考えている。
- ・ 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金は、ある程度の使途が決まっており、その使途に対して補助金を支出している。保健衛生活動事業費補助金は、どちらかというと、もっと広いもの

となっているが、支出は両者がかぶらない形となっているので問題はない。

- ・ 保健衛生活動事業費補助金交付要綱の補助対象について範囲が広すぎるという点については、様々な小規模な補助対象団体の活動を総括して文書にすると、この補助対象が保健衛生活動事業に要する経費、それと医療相談活動事業に要する経費というふうになったものとする。
- ・ 事業結果の検証については、実績報告書だけでやっているもので、それ以外のことは行なっていない。しかしながら、団体の活動状況を直接見させていただいたり、行事に参加させていただく中で、精神障害者や家族の方が生き生きと活動されている姿を見ておりますので、この団体が適切に補助金を活用して、その成果として活動に結びついているものと考えている。
- ・ 本件を通じて、改めて補助金の交付要綱を見て、県民の方からの視線が透明性を高めることとか、説明責任をきちんと果たすことが必要という点にあるということが十分理解できたので、その点については、今後、改善について検討すべきだと認識はしている。

## 5 監査対象機関への聞き取り調査結果（要旨）

平成29年10月2日、11日及び17日に、監査対象機関から聞き取りを行った。上記4で記載したものの以外に聞き取った内容は次のとおりである。

### (i) 静岡県職員措置請求書追加意見書に対する意見

ア 請求人は、「もくせい会提出の交付申請書の事業計画は補助金要綱に合致せず、県による補助金の交付決定は不当である。」とし、「補助金交付要綱別表の補助の対象の事業区分にない事業名による補助金申請が行われている」と主張するが、本件法人が「事業計画書」で記載する「社会参加援助事業」及び「社会復帰促進、自立援助事業」とは本件法人が各事業を実施する上での事業区分の名称である。したがって、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱別表で示す事業区分とは文言は異なるが、本件法人が行う事業の内容が補助金交付要綱で規定する補助金の趣旨や内容に合致するものであれば補助対象とすることが相当である。

また、請求人は「目的及び効果記載の内容は具体性に乏しく、事業実施計画記載の事業内容は補助対象に合致せず、また、法人運営の事業を対象事業としている」と主張するが、本件法人が「事業計画書」で記載する「2目的及び効果」には「地域社会の理解を深め地域生活への移行、社会参加が促進するよう、地域家族会と連携し支援していく」とある。これは、補助金交付要綱の趣旨である「地域福祉の促進及び民間社会活動の充実発展並びに県民の保健衛生の向上」に合致するものである。また、「3事業実施計画」に具体的な内容が記載されており、同補助金の趣旨や内容から同補助金の補助対象外であるとはいえず、請求人の主張は失当である。

イ 請求人は、「補助金要綱に合致しない申請を承認し、申請書とは異なる事業の目的及び効果を掲げた実績報告書に基づく補助金交付確定は不当である。」とし、「申請書では、社会的入院者の退院促進事業を取り上げ、地域移行、社会参加の必要性が述べられている。」「実績報告書では、偏見除去の必要性から地域との交流による、地域社会の学びや支え合いの企画や参加の奨めが述べられている。」と主張している。

本件法人が「事業計画書」に掲げた事業は、地域福祉の促進及び県民の保健衛生の向上に寄与するものであり、同補助金交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(1)「資質向上事業」あるいは(2)資質向上事業の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」あるいは「会員の資質向上を目的とした研修等の事業」に該当することから申請を承認したものである。

事業の目的は、地域福祉の促進及び県民の保健衛生の向上であり、効果は精神障害者の自立と社会参加や家族支援、地域社会における障害の理解促進と認められ、文言は異なるものの、同じ趣旨のものであると判断することが適当であるため、同補助金の補助対象外であるとはいえ、請求人の主張は失当である。

## (2) 補助金の交付の確定

補助金の交付の確定を行なう際、連合会から提出された実績報告書に基づいて審査を行なっており、連合会の会計書類との突合は行なっていない。

## (3) 立入検査

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）に基づく公益法人への立入検査は、「立入検査の手引き【公益法人編】」に基づいて実施している。立入検査は通常3年ごとに実施しており、連合会に対する検査は平成27年12月16日に経営管理部総務局法務文書課と共同で実施した。（以上の聞き取った内容については、立入検査実施報告書で監査対象機関の意見のとおり実施されていることを確認した。）

## 6 関係人への調査結果（要旨）

自治法第199条第8項に基づく関係人調査を、以下のとおり実施した。

### (1) 公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会（以下「連合会」という。）

平成29年10月24日に、連合会に対して面談による聞き取り及び会計書類の調査を実施した。聞き取った内容及び調査結果は次のとおりである。

#### ア 聞き取った内容

- ・ 請求人が主張する収支決算書に食い違いがあるとの点については、静岡市に提出した収支決算書は当該委託事業に関する収支のみについて作成したものであるのに対し、連合会における決算報告書は平成29年度定時総会議案書の一部として作成したものであり、これには当該委託事業以外の手数料徴収事務や障害福祉サービスを申請した精神障害者のためにサービス利用計画の作成等の支援を行なう事業、精神保健福祉士等の受験資格を得るために必要な研修の受講を希望する学生を受け入れる事業等に関する収支も含まれている。したがって、収支決算書と決算報告書が一致していないのは当然である。

- ・ 請求人が主張する静岡市への収支決算書が千円単位での報告となっているとの点については、例年このような取り扱いをしており、静岡市からもこの収支決算書を基に委託事業の承認を受けている。また、平成29年6月の定例静岡市議会において疑問が示されたことを受け、静岡市から1円単位の収支決算書の提出を求められたため提出した。
- ・ 請求人が主張する他の業務との経理区分が行なわれていないとの点については、補助科目で委託事業と他の業務の区分を行なっている。
- ・ 請求人が主張する本部運営費に委託料が流用されているとの点及び委託料により作成された定期預金が平成26年度以降存在するとの点については、委託業務を適正に実施していれば、受け取った委託料をどのように運用しても問題はないはずである。委託料の中には当然、一般管理費（利潤等）が含まれており、その中から本部負担金や定期預金の積立金に充てる金銭を捻出している。
- ・ 補助金の実績報告書に記載してある事業は、いずれも補助対象に該当する事業である。

#### イ 調査結果

- ・ 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業費補助金に関する連合会の会計書類（総勘定元帳、会計伝票）と補助金の実績報告書の突合等の調査を実施した。
- ・ 地域家族会の事業について、啓発チラシの印刷費用等を連合会が負担していることを会計伝票で確認した。
- ・ 事業実績書に添付されている収支決算書の「人件費」について、「交通費」ではないことを確認した。
- ・ 家族による家族学習会についての費用は、補助対象として計上されていないことを確認した。
- ・ 請求人から理事会議事録の作成が行なわれていないとの主張があったため、総会、理事会の議事録を確認したが、議事録は作成されており特に問題はなかった。

## (2) 静岡市

平成29年10月30日に、静岡市保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所の職員に対して面談による聞き取りを実施した。聞き取った内容は次のとおりである。

- ・ 請求人が主張する決算書に食い違いがあるとの点については、連合会から提出を受けた収支決算書は当該委託事業に関する収支のみについて作成したものであるのに対し、連合会における決算報告書は平成29年度定時総会議案書の一部として作成したものであり、これには当該委託事業以外の手数料徴収事務や障害福祉サービスを申請した精神障害者のためにサービス利用計画の作成等の支援を行なう事業、精神保健福祉士等の受験資格を得るために必要な研修の受講を希望する学生を受け入れる事業等に関する収支も含まれている。したがって、収支決算書と決算報告書が一致していないのは当然であり、このことをもって委託事業について不当、不適切な点があったということはできない。
- ・ 請求人が主張するおさだ事業所から静岡市への収支決算書が千円単位での報告となっていると

の点については、市が収支決算書について提出を求めているのは本件委託事業の実施状況を収支の面からも一定程度把握するためであり、そうした検収的な目的に用いるためには千円単位での収支決算書で十分であり、例年このような取り扱いをしている。したがってこの点について契約違反の事実は認められない。また、平成29年6月の定例市議会において疑問が示されたことを受け、参考として連合会から1円単位の収支決算書も提出してもらった。

- ・ 請求人が主張する他の業務との経理区分が行なわれていないとの点については、連合会が「おさだ」において本件委託事業とは別の事業も併せて実施していることに鑑み、本件委託事業と他の事業を混同しないように経理を行なうことを求めるものであって、その結果が収支決算書となって現れており、この点についても契約違反の事実は認められない。
- ・ 請求人が主張する本部運営費に委託料が流用されているとの点及び委託料により作成された定期預金が平成26年度以降存在するとの点については、委託業務の発注者は受託者が委託業務の実施に必要な費用として委託料を支払うのであって、委託業務が適正に行われたことを確認し、委託料を支払った後は、受託者が受け取った委託料をどのように運用しても関知する立場にない。なお、一般的な委託料の積算に当たっては、人件費、消耗品費のような当該委託業務の実施に直接必要となる経費だけでなく、負担金や受託者の一定の利潤のような委託業務の履行に当たって間接的に必要となる経費として一般管理費を積算することが認められている。本件委託事業においても、委託業務の履行に間接的に必要となる経費を含めて委託料を積算していて、連合会からは、本件委託事業や他の事業を通じて得た利潤から、本部負担金や定期預金の積立金に充てる金銭を捻出していると聞いている。以上のことから、この点についても、不当、不適切な点があったということとはできない。

## 第4 監査の結果

### 1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

#### (i) 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金

##### ア 補助制度の概要

地域福祉の促進及び民間社会福祉活動の充実発展並びに県民の保健衛生の向上を図るため、保健衛生活動促進事業を行う保健衛生団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては静岡県補助金等交付規則（昭和31年6月12日規則第47号。以下「交付規則」という。）及び民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱（以下「民間社会福祉等交付要綱」という。）の定めるところによるとされている。民間社会福祉等交付要綱第2において、補助の対象及び補助率（額）は「別表のとおりとする。」とされており、今回の職員措置請求の対象となった事業について、次のとおり規定している。

別表

補助の対象			補助率（額）	
事業の区分	事業の内容	経費		
保健衛生活動促進事業	1 委託的事业	公的性格の強い事業で、保健衛生団体の特性を生かして実施するもの	事業の区分欄に掲げる事業ごとに、別紙2保健衛生団体が行う当該事業に要する経費	保健衛生団体が行う当該事業に要する経費の10分の10以内
	2 自立・援助事業 (1) 自立訓練事業 (2) 相談事業	会員の自立を図るための訓練事業 医療及び日常生活にかかわる相談事業		保健衛生団体が行う当該事業に要する経費の10分の8以内
	3 研修等の事業 (1) 保健福祉事業 (2) 資質向上事業	保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業 会員の資質向上を目的とした研修等の事業	保健衛生団体が行う当該事業に要する経費の10分の6以内	
	4 調査・研究・広報事業	保健衛生団体が行う調査、研究及び広報事業	保健衛生団体が行う当該事業に要する経費の10分の5以内	
	5 ブロック大会等助成事業	団体のブロック大会、記念事業等への助成事業	保健衛生団体が行う当該事業に要する経費の範囲内で、別に定める額を限度とする。	

別紙2

団体名
略
公益財団法人静岡県精神保健福祉会連合会
略

なお、補助の対象について、詳細な取り扱いを定めた規程等は作成されていない。

**イ 補助対象事業の概要**

本件補助金の交付対象となった事業の概要は次のとおりである。

項目	内容
補助対象団体	公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会
事業名	民間社会福祉・保健衛生活動促進事業 (1) 社会参加援助事業 (2) 社会復帰促進・自立援助事業
事業内容	(1) 社会参加援助事業 ア 第26回静岡県精神保健福祉大会の開催 イ 地域イベントの主催・共催・参加

	ウ 家族による家族学習会の開催 エ 障害者間格差解消事業 (2) 社会復帰促進・自立援助事業 ア 精神障害者スポーツの振興・推進 イ 地域生活支援センターおさだの運営支援 ウ 通所者の社会参加のための福利厚生事業支援 エ 地区交流会・代表者会議等の開催
事業実施期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
事業費	2,448,626 円
補助額	1,441,000 円(補助率：事業費の 10 分の 6 以内) ・交付の決定 1,441,000 円(平成 28 年 7 月 6 日) ・交付額の確定 1,441,000 円(平成 29 年 5 月 8 日)
支払	・概算払 1,008,000 円(平成 28 年 7 月 29 日) ・精算払 433,000 円(平成 29 年 5 月 31 日)

#### ウ 補助金の交付申請と交付決定等

監査対象機関は平成28年6月13日に連合会に対し補助金内示の通知をした。

当該内示を受け、連合会は交付規則第3条及び民間社会福祉等交付要綱第3に基づき、平成28年6月20日付けで補助金交付申請書を監査対象機関に提出した。

監査対象機関は、交付規則第4条及び民間社会福祉等交付要綱に基づき、事業の目的及び内容が適正であるかどうかを審査し、平成28年7月6日に補助金の交付の決定及び概算払の承認を行い、連合会に通知した。

#### エ 支出（概算払）

概算払承認の通知を受け、連合会は、平成28年7月13日に民間社会福祉等交付要綱第8に基づき、監査対象機関に請求書を提出した。

監査対象機関は、平成28年7月29日、交付規則第14条に基づき、補助金1,008,000円を連合会に支払った。

#### オ 事業実績の報告と補助金の交付額の確定等

連合会は事業が完了したことから、平成29年4月19日に、交付規則第12条及び民間社会福祉等交付要綱第6に基づき、実績報告書を監査対象機関に提出した。

監査対象機関は、実績報告書の内容を審査した結果、当該事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認め、交付規則第13条に基づき、平成29年5月8日、補助金の交付額を確定し連合会に通知した。

## カ 支出（精算払）

補助金の交付額確定の通知を受け、連合会は、平成 29 年 5 月 11 日に民間社会福祉等交付要綱第 7 に基づき、監査対象機関に請求書を提出した。

監査対象機関は、平成 29 年 5 月 31 日、交付規則第 14 条に基づき、補助金 433,000 円を連合会に支払った。

## (2) 保健衛生活動事業費補助金

### ア 補助制度の概要

県民の福祉の向上を図るため、保健衛生活動及び医療相談活動を行う別表に掲げる団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては交付規則及び保健衛生活動事業費補助金交付要綱（以下「保健交付要綱」という。）の定めるところによるとされている。保健交付要綱第 2 において、補助の対象及び補助額について、次のとおり規定している。

第 2 補助の対象及び補助額
(1) 補助の対象
ア 保健衛生活動事業に要する経費
イ 医療相談活動事業に要する経費
(2) 補助額
別に定める額

なお、補助の対象について、詳細な取り扱いを定めた規程等は作成されていない。

### イ 補助対象事業の概要

本件補助金の交付対象となった事業の概要は次のとおりである。

項目	内容
補助対象団体	公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会
事業名	保健衛生活動事業 (1) 精神保健に対する知識の普及啓発事業 (2) 研修会の協力事業 (3) 精神障害者の福祉推進団体等の育成事業 (4) 精神保健の目的を達成するために必要な事業
事業内容	(1) 精神保健に対する知識の普及啓発事業 ア 機関誌もくせい 40 号の発行 イ 月刊全福連誌「みんなねっと」の拡販活動を行なった。 ウ 「みんなねっと」等からの関連情報の提供

	<p>(2) 研修会の協力事業</p> <p>ア 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会家族大会（三重県津市）10月への協力</p> <p>(3) 精神障害者の福祉推進団体等の育成事業</p> <p>ア 地域、病院家族会の育成</p> <p>(4) 精神保健の目的を達成するために必要な事業</p> <p>ア 社会福祉団体及び他障害者団体との連携</p> <p>イ 静岡県精神保健福祉ボランティア協議会との連携</p> <p>ウ 拡大会長懇談会（1/13）において情報交換、意見交換、交流等により結束の強化を図った。</p> <p>エ 単体会代表者会議（2/20）において、共通の懸案事項を話し合い、精神保健福祉の向上に努めた。</p> <p>オ 理事会、総会を開催し、精神保健、家族会等に関する懸案の検討、検証をした。</p>
事業実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
事業費	1,494,423円
補助額	<p>550,000円（補助額：別に定める額（内示額 550,000円））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付の決定 550,000円（平成28年7月6日）</li> <li>・ 交付額の確定 550,000円（平成29年5月9日）</li> </ul>
支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概算払 385,000円（平成28年7月29日）</li> <li>・ 精算払 165,000円（平成29年5月31日）</li> </ul>

#### ウ 補助金の交付申請と交付決定等

監査対象機関は平成28年6月13日に連合会に対し補助金内示の通知をした。

当該内示を受け、連合会は交付規則第3条及び保健交付要綱第3に基づき、平成28年6月20日付けで補助金交付申請書を監査対象機関に提出した。

監査対象機関は、交付規則第4条及び保健交付要綱に基づき、事業の目的及び内容が適正であるかどうかを審査し、平成28年7月6日に補助金の交付の決定及び概算払の承認を行い連合会に通知した。

#### エ 支出（概算払）

概算払承認の通知を受け、連合会は、平成28年7月13日に保健交付要綱第8に基づき、監査対象機関に請求書を提出した。

監査対象機関は、平成28年7月29日、交付規則第14条に基づき、補助金385,000円を連合会に支払った。

## オ 事業実績の報告と補助金の交付額の確定等

連合会は事業が完了したことから、平成 29 年 4 月 19 日に、交付規則第 12 条及び保健交付要綱第 6 に基づき、実績報告書を監査対象機関に提出した。

監査対象機関は、実績報告書の内容を審査した結果、当該事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認め、交付規則第 13 条に基づき、平成 29 年 5 月 9 日、補助金の交付額を確定し連合会に通知した。

## カ 支出（精算払）

補助金の交付額確定の通知を受け、連合会は、平成 29 年 5 月 11 日に保健交付要綱第 7 に基づき、監査対象機関に請求書を提出した。

監査対象機関は、平成 29 年 5 月 31 日、交付規則第 14 条に基づき、補助金 165,000 円を連合会に支払った。

## 2 判断

今回の住民監査請求の対象は監査対象機関が連合会に対して交付した補助金である。普通地方公共団体は、自治法第 232 条の 2 の規定により、その公益上必要がある場合においては補助をすることができるとされており、公益上の必要性の判断については、判例により普通地方公共団体の長に広範な裁量が認められている。

また、県が交付する補助金は、県の行政目的を実現するため、県の施策に合う一定の要件を満たしたものに對し、県が一方的に資金を給付するものである。

以上の点を踏まえ、第 4 の 1 の認定した事実に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

### (1) 判断の対象

法人の事業運営が適正か、補助金が細目の事業ごとに県の交付規則と民間社会福祉等交付要綱及び保健交付要綱の規定に反していないかを検討する。

### (2) 連合会の法人事業運営

請求人は、連合会が受託している障害者福祉事業費を本来業務以外に流用するなど、不適切な会計処理を行っている事実を県が把握することなく法人事業運営を認め、漫然と県費補助金の支出を行っていることを、住民監査請求の理由の一つとしている。

そこで、まず、連合会の法人事業運営の適正さについて検討する。

ア 請求人は、連合会が運営するおさだ事業所において、静岡市からの委託事業として実施している精神障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、市へ提出した収支決算書と連合会におけるおさだ事業所に係る決算報告書が一致しておらず、また、おさだ事業所から静岡市へ報告した収支決算書が千円単位での報告となっており、会計処理に信用性がないと主張する。

この点に関し、連合会及び市に対して調査を実施したところ、連合会が市へ提出した収支決算書は当該委託事業に関する収支だけを作成したものであるのに対し、連合会における決算報告書は平成 29 年度定時総会議案書の一部として作成したものであり、これには当該委託事業以外の手数料徴収事務や障害福祉サービスを申請した精神障害者のためにサービス利用計画の作成等の支援を行なう事業、精神保健福祉士等の受験資格を得るために必要な研修の受講を希望する学生を受け入れる事業等に関する収支も含まれていることを確認した。したがって、収支決算書と決算報告書が一致していないのは当然である。

また、おさだ事業所から静岡市へ報告した収支決算書が千円単位での報告となっており会計処理に信用性がないとの点であるが、市が収支決算書について提出を求めているのは本件委託事業の実施状況を収支の面からも一定程度把握するためであり、この目的のためには千円単位での収支決算書で十分であり、例年このような取り扱いをしているとのことである。

イ 次に、委託金を本来業務ではない本部運営費に毎年度流用し、平成 26 年度には委託金の一部を用途不明の定期預金化するとともに、委託契約書に規定されている会計処理を行わず、本来別会計処理をすべき委託業務と計画相談業務を同一会計で処理を行う等、契約書を履行せず、定期預金化するなど安易な処理が行われているとの請求人の主張について検討する。

この点に関し、市に対して調査を実施したところ、委託料の積算に当たっては、人件費、消耗品費のような当該委託業務の実施に直接必要となる経費だけでなく、委託業務の履行に当たって間接的に必要となる経費や一定の利潤も一般管理費等として積算しており、発注者としては委託業務が適正におこなわれたことを確認し委託料を支払った後は、受託者が受け取った委託料をどのように運用しても関知する立場にないとのことである。別会計で処理すべきと主張する点についても、本件委託事業と他の事業を混同しないように経理を行うことを求めるものであって、その結果が収支決算書となって現れており、契約違反の事実は認められないとのことである。連合会に対して実施した調査においても補助科目により委託事業と他の事業を区分していることを確認した。

委託契約は、地方公共団体が私人と対等の地位において締結する私法上の契約であり、一般管理費を含め適正に算定された予定価格の範囲内で互いの合意に基づき締結されるものである。

委託した業務が適切に履行されていれば、契約に基づきその対価を支払うのは当然のことであり、受託者がその委託料をどのように運用するかは受託者の自由であり、請求人の主張は認めることができない。

ウ 次に、県による連合会への立入検査は十分でなく、不適切な会計処理を行っている等コンプライアンスに反している運営を容認し、連合会に対して漫然と県費補助金の支出を行っていることは不当であるとの請求人の主張について検討する。

請求人は、理事会議事録の作成も行なわれず法人全体がガバナンスに欠ける状況にあると主張するが、連合会に対して実施した調査において、理事会の議事録は作成されており特に問題がないことを確認した。また、県及び静岡県公益認定等審議会は、公益法人認定法第 59 条第 2 項において読み替

えて準用する同法第 27 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 16 日に立入検査を実施している。立入検査は通常 3 年ごとに実施しており、立入検査の実施にあたっては、「立入検査の手引き【公益法人編】」に基づき検査を実施することとなっている。平成 27 年 12 月 16 日の立入検査にあたっても当該手引きに基づいて検査を実施しており、問題があったとは認められない。

エ アからウで記載したとおり、法人の事業運営に不適正な点があったとは認められない。

### (3) 補助金の使途

#### ア 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金

##### ① 事業計画と事業実績

請求人は、連合会の交付申請書の事業計画が民間社会福祉等交付要綱に合致せず補助金の交付決定は不当である、また、民間社会福祉等交付要綱に合致しない申請を承認し申請書とは異なる事業の目的及び効果を掲げた実績報告書に基づく交付確定は不当であると主張する。

この点について、監査対象機関によれば、連合会が事業計画書に記載する「社会参加援助事業」及び「社会復帰促進、自立援助事業」とは連合会が各事業を実施する上での事業区分の名称であり、民間社会福祉等交付要綱別表で示す事業区分とは文言が異なるが、民間社会福祉等交付要綱で規定する補助金の趣旨や内容に合致すれば補助対象とすることが相当であるとのことである。また、事業計画書に記載されている目的及び効果は民間社会福祉等交付要綱の趣旨に合致するものとのことである。

民間社会福祉等交付要綱には、事業区分の名称について別表で示す事業区分と同一の名称で記載しなければならないとの規定はなく、また、事業計画書に記載されている社会参加援助事業及び社会復帰促進・自立援助事業の各事業が、民間社会福祉等要綱の趣旨である「地域福祉の促進及び民間社会福祉活動の充実発展並びに県民の保健衛生の向上」及び民間社会福祉等要綱別表に記載されている補助の対象に合致していないとは言えず、したがって、交付決定が不当だとは認められない。

また、民間社会福祉等交付要綱に合致しない申請を承認し申請書とは異なる事業の目的及び効果を掲げた実績報告書に基づく交付額の確定は不当との点についても、申請書と実績報告書で文言は異なるものの、別の趣旨のものだとは判断できず、交付額の確定が不当だとはいえない。

##### ② 第26回精神保健福祉大会の開催

請求人は、静岡県精神保健福祉大会は加盟団体に参加招集を行うにすぎず、県民に公開していないと主張する。これに対し、監査対象機関は、静岡県精神保健福祉大会は、精神障害者の地域生活支援に関する講演やグループワークにより、会員や支援団体の活動を促進するものであり、民間社会福祉等交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分 3 (1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となると意見を述べている。

民間社会福祉等交付要綱別表では補助対象事業として「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」としか定めておらず、県民への公開は要件となっていない。また、同大会は参加者を加盟団

体に限定するものではなく、全国精神保健福祉会連合会のホームページにも開催案内が掲載されており誰でも参加することが可能である。同大会の事業内容についても家族会の役割に関する講演やグループワークであり、別表の「保健福祉事業」に該当しないとは言えず、請求人の主張は採用することができない。

#### ③ 地域イベントの主催・共催・参加

請求人は、地域イベントの主催・共催・参加は地域家族会が実施したものであり事業対象外と主張する。これに対し、監査対象機関は、当該補助金は、本件法人本部が実施する事業のみを補助対象とするものではなく、本件法人を構成する地域家族会の活動も、補助目的に合致していれば補助対象とすることが適当であり、地域家族会による障害者週間期間中の啓発チラシの配布は保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業であって、団体の会員として事業を実施しており、民間社会福祉等交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となると意見を述べている。

地域家族会は連合会の中の一組織であり、連合会に対して行った調査においても、啓発チラシの印刷費用や作業所の自主製品の購入費用を連合会が負担するなど連合会事業の一環として当該イベントを地域家族会とともに開催したということを確認した。したがって構成員が開催したことを理由として同事業を補助対象外とすることには理由がない。また、同事業の内容は障害者週間期間中の啓発チラシ、作業所の自主製品の配布であり、別表の「保健福祉事業」に該当しないとは言えず、請求人の主張は採用することができない。

#### ④ 家族学習会の開催

請求人は、家族による家族学習会は構成団体による事業であり事業対象外と主張する。これに対し、監査対象機関は、当該補助金は、本件法人本部が実施する事業のみを補助対象とするものではなく、本件法人を構成する地域家族会の活動も、補助目的に合致していれば補助対象とすることが適当であり、家族学習会は会員の資質向上を目的とした事業であって、団体の会員として事業を実施しており、民間社会福祉等交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(2)「資質向上事業」の事業内容として規定される「会員の資質向上を目的とした研修等の事業」に該当するから、補助対象となると意見を述べている。

連合会に対して行った調査において、家族会による家族学習会に係る費用は補助対象として計上されておらず、各家族会の担当者を対象に連合会が開催した担当者研修会に係る経費及び家族会が家族学習会を開催する際の本部の事務に係る経費のみを補助対象として計上していることを確認した。したがって構成員が開催したことを理由として同事業を補助対象外とすることには理由がない。また、担当者研修会の内容は、各家族会が家族学習会を開催する際に必要となる担当者の育成を行なうものであり、別表の「資質向上事業」に該当しないとは言えず、請求人の主張は採用することができない。

#### ⑤ 障害者間格差解消事業

請求人は、障害者間格差解消事業は補助対象にないと主張する。これに対し、監査対象機関は、

J R 等交通運賃割引推進運動のための陳情対応は保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業であり、民間社会福祉等交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分 3 (1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となると意見を述べている。

同事業は、J R 等交通運賃割引推進運動を進めるための陳情等の活動であり、精神障害者の福祉の増進を目的とすることから、別表の「保健福祉事業」に該当しないとは言えず、請求人の主張は採用することができない。

⑥ 精神障害者スポーツの振興・推進

請求人は、しずおか精神障害者スポーツ推進協議会が主催であり、連合会は参画しているのみで、相談事業ではないと主張する。これに対し、監査対象機関は、しずおか精神障害者スポーツ推進協議会への参画は、当該協議会と連携、協力してスポーツ大会を開催するものであり、保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業であり、民間社会福祉等交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分 3 (1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となると意見を述べている。

民間社会福祉等交付要綱では補助対象事業を主催者として開催した事業に限定していないことから、主催者ではなく連携、協力して行なう事業が、別表の「保健福祉事業」に該当しないとは言えず、請求人の主張は採用することができない。

⑦ 地域生活支援センターおさだ及びもくせい会浜松事業所の運営支援

請求人は、地域生活支援センターおさだ及びもくせい会浜松事業所の運営支援について、そもそも連合会が運営主体であり運営支援する対象ではなく補助対象外ではないかと主張する。これに対し、監査対象機関は、連合会本部の運営支援とは、地域生活支援センターおさだともくせい会浜松事業所の各種届や報酬請求事務等に係る職員の人件費のことであり、構成団体の適切な運営は保健の向上と福祉の増進に寄与するもので、民間社会福祉等交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分 3 (1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」に該当するから、補助対象となると意見を述べている。

民間社会福祉等交付要綱では、補助対象を運営主体、運営支援と区別しておらず、団体が行った事業と規定しているのみであり、請求人のいう運営支援も団体の事務である。また、各種届や報酬請求事務等に係る職員の人件費が、別表の「保健福祉事業」に該当しないとは言えず、請求人の主張は採用することができない。

⑧ 通所者の社会参加のための福利厚生事業支援

請求人は、通所者の社会参加のための福利厚生事業支援の記載は趣旨が不明で事業対象外であると主張する。これに対し、監査対象機関は、当該事業は、事業実績書の事業実績として実績内容が記載されているが、収支決算書では対象事業として含まれていないため、補助金の対象とはしていないと意見を述べている。

実績報告書に添付された収支決算書によれば、当該事業については補助対象事業として計上されておらず補助の対象となっていないことを確認した。

⑨ 地区交流会、代表者会議等の開催

地区交流会、代表者会議等の開催については、請求人も「3 研修等の事業」に該当すると認められており、監査対象機関も家族や精神障害者がお互いに支えあい学ぶ場であり、民間社会福祉等交付要綱「別表」保健衛生活動促進事業の区分3(1)「保健福祉事業」の事業内容として規定される「保健の向上及び福祉の増進を目的とした事業」及び3(2)「資質向上事業」の事業内容として規定される「会員の資質向上を目的とした研修等の事業」に該当するから、補助対象となると意見を述べている。

したがって、同事業を補助対象とすることは問題がない。

⑩ 人件費

請求人は、事業実績書の収支決算書の人件費は旅費交通費と判断され、本部決算書の旅費交通費を1,625,210円上回ると主張する。

しかし、事業実績書に添付されている収支決算書では、備考欄で「人件費」と「交通費」が区別されて計上されていることから、同書面に記載される「人件費」は請求人のいう「旅費交通費」とは言えない。さらに連合会に対して実施した調査においても、「人件費」と「交通費」は区分して計上されていることを確認した。したがって請求人の主張は採用することができない。

## イ 保健衛生活動費補助金

① 補助対象

請求人は、保健衛生活動は医療相談と合わせて行われる事業であると主張するが、保健衛生交付要綱には保健衛生活動は医療相談と合わせて行われなければならないとの記載はなく、保健衛生活動事業に該当する事業であれば、補助対象となるものと解される。

② 研修会の協力事業（公益社団法人全国精神保健福祉会連合会家族大会への協力）

請求人は、全国組織への大会参加の目的が不明で補助対象外であると主張する。これに対し、監査対象機関は、当該経費は、家族や当事者、研究者、医療・福祉従事者等が様々な取組を発表する全国研修会を開催するために協力するものであり、補助対象であると意見を述べている。

これは、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会家族大会開催に協力するための分担金であり、協力は団体の保健衛生活動に要する経費だと言える。

③ 精神障害者の福祉推進団体等の育成事業

請求人は、家族会の総会に理事長等が出席し挨拶するのみであり、補助対象外であると主張する。これに対し、監査対象機関は、団体の活動への理解や県連の方針等の説明をしており、会員の精神保健の知識の向上に資するものであり、補助対象であると意見を述べている。

これは、県連の方針等の説明を通じ家族会の育成を図る同事業を補助対象としたもので、団体の保健衛生活動に要する経費だと言える。

④ 精神保健の目的を達成するために必要な事業

請求人は、精神保健の目的を達成するために必要な事業とされる社会福祉団体及び他障害団体並びに静岡県精神保健福祉ボランティア協議会との連携は、他団体主催行事への出席であり補助対象

外であると主張する。これに対し、監査対象機関は、社会福祉団体及び他障害団体と連携を図り、精神保健への理解を促進するために会議に出席しているものであり、補助対象であると意見を述べている。

保健衛生交付要綱には、他団体主催行事への出席を補助対象外とする規定はない。他団体主催行事への出席であったとしても、そのことを通じて精神保健への理解促進を図ることができるため、団体の保健衛生活動に要する経費だと言える。

⑤ 拡大会長懇談会及び単位会代表者会議

請求人は、1月13日開催の拡大会長懇談会及び2月20日開催の単位会代表者会議が民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金と重複していると主張する。これに対し、監査対象機関は、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業報告には一連の活動が記載されているものの、事業費計上はしていないと意見を述べている。

民間社会福祉・保健衛生活動促進事業補助金の実績報告書に添付された収支決算書によれば、当該事業については補助対象事業として計上されておらず補助金の対象となっていないことから、請求人の主張は採用することができない。

**(4) 違法若しくは不当な公金の支出は存在するか**

前記(2)により、法人の事業運営に不適正な点があったとは認められない。

また、前記(3)ア、イに記載のとおり、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業補助金及び保健衛生活動促進事業費補助金の支出については、いずれも交付規則及び交付要綱に反した支出をしているとは認められない。

したがって、違法若しくは不当な公金の支出は存在しない。

**3 結論**

以上により、県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

**4 意見**

本件措置請求は棄却したが、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業費補助金の交付についてより一層の適正化に資するため、次のとおり意見を述べる。

民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱及び保健衛生活動事業費補助金交付要綱の補助対象事業の規定が抽象的であることから、詳細な運用基準の策定などを通して公平性、透明性の確保に努めるとともに、補助金の交付の決定及び交付額の確定に当たり事業内容を慎重に審査し、必要に応じ補助対象団体への指導、助言に努められたい。